

(その1)

収 支 報 告 書

令和 3 年分

(年 月 日開催分)

(ふりがな)

1. 政治団体の名称

ぜいりしによるねもとたくみこうえんかい
税理士による根本匠後援会

2. 主たる事務所の所在地

福島県郡山市堤下町8-10郡山税理士会館

3. 代表者の氏名

柳内一彦

4. 会計責任者の氏名

木村卓美

(事務担当者の氏名)

木村卓美

(電話)

024-973-8271

(収受欄)



資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類	(現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	

資金管理団体の指定の期間	
_____年 _____月 _____日から	
_____年 _____月 _____日まで	

(選管使用欄)

団体番号	審査記載	入力	
3895	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	
<input type="checkbox"/> 政党の支部	
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体	
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<u>根本匠</u>
公職の種類	<u>衆議院議員(現職)</u>

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
_____年 _____月 _____日から	
_____年 _____月 _____日まで	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	659,286	/
(前年からの繰越額)	355,284	/
(本年の収入額)	304,002	/
支 出 総 額	193,228	/
翌年への繰越額	466,058	/

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費			/
金 額		0	
員 数		0	
(2) 寄 附			
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額		備 考
(ア) 個人からの寄附	0		
(うち特定寄附)	0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0		
(ウ) 政治団体からの寄附	300,000		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	300,000	/	
(寄附のうちあつせんによるもの)	0		
イ 政 党 匿 名 寄 附	0		
合 計 (ア+イ)	300,000	/	

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(その7)の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項	目	金 額	備 考
1	経常経費	十億 百万 千 円	0
(1)	人件費		0
(2)	光熱水費		0
(3)	備品・消耗品費		0 後援会旗
(4)	事務所費	1,228	切手、封筒
	小計	1,228	/
2	政治活動費		20,000
(1)	組織活動費		20,000
(2)	選挙関係費	150,000	公認推薦料 /
(3)	機関紙誌の発行費		
	ア 機関紙誌の発行事業費		0
	イ 宣伝事業費		0
	ウ 政治資金パーティー開催事業費		0
	エ その他の事業費		0
	小計((3)ア～エ)		0 /
(4)	調査研究費		0 /
(5)	寄附・交付金		0 /
(6)	その他の経費	22,000	政治資金監査報酬
	小計	192,000	/ /
	合計	193,228	/ /

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無 /			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- ② 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 19 日

政治団体の名称

税理士による根本匠後援会

会計責任者の氏名

木本卓美



代表者の氏名 (解散団体のみ)

(印)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和4年 4 月 30 日

税理士による根本匠後援会
代表 柳内 一彦 殿

登録政治資金監査人
税理士法人 さくら会計
加藤 英夫
登録番号 第 1510 号
研修修了年月日 平成20年12月5日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による根本匠後援会の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による根本匠後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

税理士による根本匠後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による根本匠後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上